

<b>法改正 情報</b>	<b>2026 年度版 みんなが欲しかった！ 社労士の直前予想模試</b>
-------------------	---

11869

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

【 問題編 】				
科目	P	行等	改正前	改正後
第2 予想 択一式 雇用	25	問5 C 問題文	<u>教育訓練休暇給付金に係る教育訓練休暇取得の認定を受けた日が1日でもある月は、高年齢雇用継続基本給付金の支給対象月とはならないため、当該月について、高年齢雇用継続基本給付金が支給されることはない。</u>	<u>暦月の初日から末日まで引き続いて教育訓練休暇取得の認定を受けている暦月は、高年齢雇用継続基本給付金の支給対象月とはならないため、当該各暦月については、高年齢雇用継続基本給付金は支給されない。</u>

【 解答編 】

科目	P	行等	改正前	改正後
第2予想 択一式 雇用	173	問5C 解説文 5～7行 目	<p><u>教育訓練休暇取得の認定を受けた日が1日でもある暦月は、高年齢雇用継続基本給付金の支給対象月とはならないため、当該各暦月については、高年齢雇用継続基本給付金は支給されない。</u>なお、高年齢再就職給付金についても同様である。</p>	<p><u>暦月の初日から末日まで引き続いて教育訓練休暇取得の認定を受けている暦月は、高年齢雇用継続基本給付金の支給対象月とはならないため、当該各暦月については、高年齢雇用継続基本給付金は支給されない。</u>なお、高年齢再就職給付金についても同様である。</p>
第1予想 択一式 国年	108	問4E 解説文	<p>最後に次の文章を追加してください。</p> <p>また、令和8年度の改定率は、昭和31年4月1日以前に生まれた者については1.082、昭和31年4月2日以後に生まれた者については1.085とされているので、令和8年度における老齢基礎年金の満額は、それぞれ844,900円（昭和31年4月1日以前に生まれた者）、847,300円（昭和31年4月2日以後に生まれた者）となる。</p>	
第2予想 択一式 厚年	212	問4C 解説文	<p>最後に次の文章を追加してください。</p> <p>なお、令和8年度の支給停止調整額は65万円とされたが、設問の事例について、令和8年度の支給停止調整額65万円を用いて計算すると、次のようになる。</p> <p>支給停止の月額＝（64万円＋10万円－65万円）×1／2＝4万5千円                      支給停止後の老齢厚生年金の月額＝10万円－4万5千円＝5万5千円</p>	

以 上